

【1】配食サービス

内 容	<p>お弁当の配達時（1日1食）に合わせ、安否確認及び健康状態の把握を行う。本人が不在の場合や健康状態等で心配なことがある場合、緊急時等には、事前に話し合われた安否確認の取り決めに従い対応する。</p> <p>■利用料 ごはんとおかず 1食 4 8 0 円 おかずのみ 1食 4 3 0 円</p>
対象者	<p>市内に住所を有する65歳以上の高齢者であり、下記すべてに該当する方。介護認定の有無は問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし または高齢者のみの世帯 ・自身の食事を調理することが困難 ・栄養改善が必要であり、生活状況、健康状態等を定期的に把握する必要がある

担当：高齢者福祉課

高齢者福祉係

☎ 31-0245

✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

利用の流れ

①相談

申請前に高齢者福祉課へ相談してください。配食サービスが必要な理由や状況、ご本人の生活状況等について確認します。

②申請

介護支援専門員または地域包括支援センター職員（以下CM等とする）を通して、高齢者福祉課へ申請書類を提出してください。

- 【申請書類】
- ・益田市地域支援事業申請書
 - ・個人現況情報
 - ・ケアプランまたは介護予防サービス計画書

③審査

高齢者福祉課にて申請内容を確認し、対象として適当と判断した場合には『決定通知書』を、適当でないと判断した場合には、『却下通知書』をCM等へ送付します。
※通知書は2枚（原本と写し）を送付します。原本はご本人（またはご家族）へお渡しし、写しは担当CM等でご査収ください。

担当の配食サービス委託事業所からお弁当が届くので、利用者は取り決めに従いお弁当を受け取ります。

【注意事項①】

- ・ 事前に不在にすることが分かっている場合 → 担当のサービス事業所に連絡をする
- ・ 入院など長期的に休止する場合 → 市と担当のサービス事業所に連絡をする
- ・ 事前連絡がなく不在、返事がない場合 → 安否確認の取り決めに従い対応する
- ・ 安否が危ぶまれる場合 → 安否確認の取り決めに従い対応する

【注意事項②】

配食サービスをご利用中の方は、年度初めに個人現況等の提出をお願いします(サービス利用内容に変更があった場合はケアプランも提出してください)。なお年度初めの時点で配食サービスを開始してから半年以内の方でサービス利用内容に変更がなければ個人現況等の提出は不要です。

④利用

⑤利用料 支払い

翌月、登録された口座から利用料が引き落とされます。
残高不足で振替不能の場合、再振替はありませんので納付書での納付になります。

⑥廃止

入院、施設入所等で配食サービスの利用を廃止する場合は、市へ連絡し、CM等を通して『廃止情報提供書』を提出してください。市からサービス事業所へ廃止の旨を連絡します。市からCM等へ『廃止通知書』を送付します。

※通知書は2枚(原本と写し)を送付します。原本はご本人(またはご家族)へお渡しし、写しは担当CM等でご査収ください。

参考：令和7年度 配食サービス事業 委託事業者一覧（概要版）

	調理事業所	配達事業所	配達時間	回数 (週単位)	おかずのみ	治療食	きざみ食	備考
益田地域	益田クッキングフーズ【25-2566】		夕食 (原則)	毎日	○	○	要相談	
	からおと苑【31-7070】		昼食	週5回 (月～金)	○	要相談	要相談	
	ひれふり苑【31-1666】		夕食	週2回 (火・木)	○	要相談	○	
	ひぐらし苑【26-0044】		夕食	週6回 (日以外)	○	○	○	
	清流苑【31-5037】		夕食	週6回 (日以外)	○	○	○	
	共楽苑【29-0085】		昼食	週6回 (日以外)	○	要相談	○	
	「ますだ」ハイツ【22-8588】		昼食	週6回 (日以外)	○	○	○	※原則、 治療食を配達
美都地域	美都町配食サービス支援会 (あずまや、エイト)	社会福祉協議会 登録ボランティア	昼食	週2回 (火・金)	-			
匹見地域	社会福祉協議会 登録ボランティア	社会福祉協議会 登録ボランティア	夕食	週1回 (水)	○			

配達地域一覧

	配達事業所	益田	吉田	豊川	真砂	安田	鎌手	北仙道	種	高津	小野
益田地域	益田クッキング フーズ	○	○	一部	-	○	要相談	要相談	要相談	○	要相談
	からおと苑	-	-	-	-	要相談	○	-	-	-	-
	ひれふり苑	要相談 (旧益田)	-	-	-	○	-	○	○	-	-
	ひぐらし苑	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
	清流苑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	共楽苑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○
	ますだハイツ	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-
美都地域	社会福祉協議会 登録ボランティア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
匹見地域	社会福祉協議会 登録ボランティア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

配達地域一覧

	配達事業所	中西	西益田	美濃	二条	東仙道	都茂	二川	匹見上	匹見下	道川
益田地域	益田クッキング フーズ	○	○三界別便	○	○	—	—	—	—	—	—
	からおと苑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ひれふり苑	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	ひぐらし苑	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—
	清流苑	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
	共楽苑	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—
	ますだハイツ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
美都地域	社会福祉協議会 登録ボランティア	—	—	—	—	○	○	○	—	—	—
匹見地域	社会福祉協議会 登録ボランティア	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○

【2】 はつらつ介護ふれあい支援サービス

内 容	1. 介護者の健康相談 2. 介護技術の指導 3. レクレーション 4. グループ懇談会 5. 福祉機器の展示及び使用方法の指導 6. 講演会の開催	委託料：上限40,000円
対象者	市内に住所を有し、要介護者等を支援するもの、もしくは介護に関心のあるもの	

担当：高齢者福祉課 高齢者福祉係

☎ 31-0245

✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

【3】 認知症緊急対応訪問サービス

内 容	家庭での対応が困難な認知症状が発症したとき、顔なじみのヘルパーやデイサービス職員等が訪問し対応する ・ 利用料 1回 419円 (市に納付する) ・ 委託料 1回 4,190円
対象者	市内に住所を有する高齢者のうち要介護者又は要支援者であって認知症であり、介護保険サービスを利用しているもの

※必要性も含め、今後事業の見直しを行う予定です。

担当：高齢者福祉課 高齢者福祉係
☎ 31-0245 ✉ koreifukushi@city.masuda.lg.jp

【利用の流れ】

(1)申請	<p>担当介護支援専門員を通じ、地域支援事業申請書を高齢者福祉課へ提出。 ※サービスの利用に関して、本人・家族、介護支援専門員、サービス提供事業所など関係者間で話し合い、合意形成しておくことが前提となる</p> <p>【提出書類】<input type="checkbox"/>地域支援事業申請書 <input type="checkbox"/>個人現況情報 <input type="checkbox"/>ケアプラン</p>
(2)決定	<p>高齢者福祉課にて申請内容を確認し、決定の可否を行う。 結果は「益田市地域支援事業決定（却下）通知書」にてCM、委託事業所へ送付。 ※決定（却下）通知書は、原本と写しの2枚を送付する 原本はご本人やご家族の方へお渡しし、写しはCM等の控えとする</p>
(3)利用	<p>認知症緊急対応訪問サービスの実施</p> <ol style="list-style-type: none">①家族より、担当介護支援専門員またはサービス提供事業所へ本サービス利用について連絡②担当介護支援専門員またはサービス提供事業所から高齢者福祉課へ本サービス利用について連絡③本人宅へサービス提供事業所が訪問し、対応を行う④サービス事業所から担当介護支援専門員及び高齢者福祉課へ対応状況の報告を行う
(4)支払い	<p>利用の翌月にサービス提供事業所から実績報告、委託料請求書を提出してもらう。 実績に基づき、市から本人または家族へ納付書を送付し、利用料の支払いをしてもらう。</p>